

令和5年第3回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年 3月 16日(木) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 井上 建夫 | 2番 | 井町 哲 | 3番 | 村上 浩一 |
| 4番 | 縄田 善博 | 5番 | 倉増 知 | 6番 | 安部 好恵 |
| 7番 | 俵 薫 | 8番 | 中嶋 誠 | 9番 | 石田 健治郎 |
| 10番 | 萬代 泰生 | 11番 | 伊藤 美和子 | 12番 | 前田 耕次 |
| 13番 | 伊藤 新司 | 14番 | 中野 修 | 15番 | 馬屋原 眞一 |
| 16番 | 岸 英法 | 17番 | 武藤 康志 | 18番 | 安富 法明 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 大石 洋典 | 永安 達彦 | 山縣 正明 |
| 野上 武史 | 佐藤 和美 | |
- 5 欠席農業委員
- 6 欠席推進委員
- 7 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|-----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 吉村 昌展 | 副主幹 | 井村 光敬 | 主事 | 小幡 和希 |
|------|-------|-----|-------|----|-------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 5 年第 3 回総会を開催いたします。本日の出席委員 19 名全員出席でございます。よって本総会が定数に達しておりますので成立していることをご報告いたします。それでは美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名をしたいと思いますのですがよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。それでは指名をいたします。4 番縄田委員、14 番中野委員、よろしく願いいたします。</p> <p>今年雪も少なく、雨も少なく大変じゃないかなということですが、先日 28 日に高倉荒神に行ってまいりました。28 日が県の農業会議なので私は美東じゃなくて山口の高倉荒神に、28 日に行けるときは行っております。そしたらですね、やはりたびをもらいましたら、米はよくできるようなことが書いてありました。ただ水については少ないというふうに書かれておりました。毎朝起きて顔洗いながら、家の前の川を眺めているんですけど、本当に今までこれだけこの時期に水が少なかったことがあるかなというぐらい水が少ないです。これからどうなるかはわかりませんが、それなりに対応をしていかないといけないんじゃないかなと思っております。皆さんいろいろ忙しい時期にきたかと思っておりますので、議事に入っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは議事に移ります。議事順位第 1 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請を議題といたします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3 件朗読。</p> <p>1 件目。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載の通りです。高齢となり耕作管理が困難な譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、自作地借り受け地について、適正に耕作されています。●●、●●、●●については、自身が構成員である農地所有適格法人によって引き続き管理することが見込まれます。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしています。第 5 号の下限面積要件は当市の 1000 m²以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>

	<p>2件目。説明の前に修正をお願いいたします。譲渡人の古谷さんの年齢が37歳となっていますが正しくは86歳です。申し訳ありません。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載の通りです。高齢で後継者のいない譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について適正に耕作されています。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。権利については、所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。空き家を購入するにあたり併せて農地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが、必要な農機具は親から借りられることから、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第4号の農作業従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たすと考えます。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告を1番と2番お願いたします。
萬代委員	<p>萬代でございますが、3月7日に石田委員さん、会長さん、事務局、それから推進委員さん等の参加をいただきまして現地を調査いたしました。1番は●●の●●さんでございますが、●●さんは●●にあたる関係でございます、場所につきましては、●●●●の●●の●●というところでございますけれども、●●からは車で5～6分はかかると思いますが、地図にあります、ずっとそれから●●、それから奥に入っていきますこの●●というところでございます。特に●●の●●さんはこの申出に対して営農計画書を出しておられます。令和2年3月から利用権設定により新規就農し、栗及び自家用野菜、自家用果樹の栽培を引き継いでおり3年間で営農活動に自信がついたので、農地を所有し農業の活性化を図りたいというふうに書いてございます。ほとんどは●●の周辺に土地がありますので、そういう関係で他の所にあたえる影響は一切ないと考えます。どうぞご審議の程よろしくお願いたします。</p>
石田委員	<p>9番の石田です。2番についてご説明をいたします。この申請地の所在ですけど、資料の4ページをご覧いただきたいと思えます。申請農地は●●町●●、●●いうところで約7反の購入を取得したいということで申請を出されております。農地の所在ですけども、●●から●●を北に進みまして、●●で約9kmぐらいの位置に●●の地域があります。申請地はこの道路沿いにある●●さん宅から見て東側、図面では右側になりますかね。ここに取得農地があります。3条許可要件ということで全部耕作状況の確認ですが、この一帯よく耕作管理されていることが現地で分かりました。また、後日農地マップと提出されていた耕作証明書を確認しま</p>

	<p>したら、かなり小さな面積の農地も管理されていることがわかりました。特に許可しても問題ないと思っております。今後は会社を早期退職されて所有する農地周辺の耕作放棄地等、購入をして精力的に営農活動に進まれるということでした。今回の取得農地は牧草を植えて、収穫、自家消費されるということです。特に問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
大石推進委員	<p>推進委員の大石です。只今萬代委員の方からご説明ありましたので、特にこちらの方から補助することはないんですけども、ここにあります●●さんは●●さんの●●にあたる方です。3年前にこの●●の地に会社が定年になった当時にこちらに帰られて農業に従事された。この3年間で相当自信がついて今回おじさんをお願いをして、おじさんから農地を譲り受けた。地区内は●●を持ってますんで、それを含めて地区内でなんとか担い手の一人として頑張っていきたいというようなお話もございました。そういうことも含めてよろしくご審議いただきたいと思います。</p>
永安推進委員	<p>2番の件ですけども、当日は手違いありまして行くことができませんでしたので後日行って参りました。特に問題ないと思います。場所も●●さん宅の前になりますんで、●●も本気で作られておりますので、問題ないと思いますんでよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。美東町長田の件についてわかる委員さんいらっしゃいましたらお願いします。</p>
岸委員	<p>美東町長田の●●さんの件ですが、先程お父さんの機械をというお話ございましたが、お父さんは●●さんの●●で、今般こちらの地元の方へ、お父さんの実家から歩いて200mぐらいかそんなもんですよね、佐藤さん。そんなもんだと思いますので、そこでご家族で移住されるということで、当方としましては人口が増え、就学児童が増え、非常にありがたく思っております。ぜひ頑張ってくださいと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは委員の皆さんより何かご質疑ございましたらお願いします。よろしいですか。 (はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手) はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。</p>

事務局	<p>それでは続きまして、議事順位第2議案第2号農地法4条の規定による許可申請についてを議案といたします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>申請地は、●●から南へ1.5kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。事業拡大に伴い、資材の置場の確保、社有車の台数も増えたため、資材置場・駐車場9台分を設置するものです。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
石田委員	<p>石田です。番号1番の件でご説明をいたします。今、事務局からご説明あったんですけど、4条と5条の一体利用ということで5条の案件をまとめて説明、審議をいただくということではよろしいでしょうか？それでは説明させていただきます。●●、●●から●●に向かいまして、約1km付近に●●地域があります。申請農地は、具体的には●●ですかね、そういう記載がありました。申請人はこの3筆の農地を4条と5条、合わせて許可申請をされ、駐車場・資材置場と一体利用される計画です。添付されている土地利用計画書を見るとわかるんですけども、4条5条許可申請を一括説明・審議していくわけですが、転用される農地は資料4の分間図にある3筆の農地で、4条が本人の転用、●●、●●㎡。●●、●●㎡が●●さん、それから●●が●●㎡で●●さんの2件の5条許可申請となっています。道沿いの●●㎡は現地行きましたら昨年度も耕作管理されているようです。残り2筆は耕作放棄地のようでした。茅がはっておりました。この計画地の南側は、皆さんご存知だと思うんですけど、●●。●●に行く道の●●トンネルというのがあるんですけど、その山のすそ野にこの●●があります。農地の西側は原野でした。この農地の上流側、すそ野ですから少し上り坂になっているんですけども、上流側の周辺農地を見ましたけど特に問題はない。また下流側は先程言いましたように原野ということで、特に支障はないというふうに見て取りました。許可することには問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ありましたらお願いします。</p>
永安推進委員	<p>特に問題はないと思いますけども、今ある作業場のすぐ隣になりますし、道路挟んで特に他の農地に問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。</p> <p>はい、それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第3議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5件朗読。</p> <p>1件目から3件目は同一譲受人、同一転用目的なので一括して説明いたします。申請地は、番号1、2が●●から北へ800m。番号3が●●から西へ2kmの位置にあるいずれも都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業をおこなうため最大発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。申請地は、●●から北東へ4.3kmの位置にある圃場整備されている第1種農地です。捨石堆積場の環境保全強化のために沈砂池・水路を設置するものです。第1種農地の転用ですが、申請に係る農地を農地法施行令第4条第1項第2号ハの農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであり農地法施行令第11条第1項第2号ハに該当し許可の対象となるものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>5件目。申請地は●●から南へ1.5kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。事業拡大に伴い、資材の置場の確保、社有車の台数も増えたため、資材置場・駐車場9台分を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされた委員の報告をお願いします。5番につきましては4条の時に報告いただいておりますから5番を除いた4件についてをお願いいたします。</p>
萬代委員	<p>1番と2番は同じ●●さんで、場所は●●です。図面は資料の5と資料の6と一緒にになりますが、場所は●●から歩いて4～5分</p>

	<p>で、まっすぐ行きますと●●があります。その途中になるわけですが、●●に向かって行った途中の線路と道路の間に挟まれた農地でございますが、この土地の●●、●●が該当になるわけでございますが、ちょうどこの小学校に上がって行く途中の子どもたちの通学路になっておりまして、業者の人には工事されるときに子どもたちに注意してもらおうようにお話をしたところでございます。すぐ隣がですね、●●は推進委員の●●の土地で、●●の土地については耕作をされておりますが、この図面の右側の方はソーラーがもうすでに設置してあります。●●と●●は耕作はされておりました。その下の方も番地が書いてありませんが、ソーラーがもうすでに設置をされておりました。ソーラーに囲まれたような状況でございました。それですべてパネル設置ということでございますので、周りの土地に与える影響というのはほとんどないと思いますが、●●の●●がどのようにお考えなのか、あとで意見をいただきたいと思いますが、問題はないというふうにとらえました。以上です。</p> <p>もう一つ3番、●●の●●、資料は7になりますけども、これは●●から●●の会社がすぐ隣にあるんですが、●●から●●に向かっていく道路、左側にある道路はそういうことです。さらに右側の方には●●が走っております。ちょうど道路と●●との間、すぐ隣には●●、大きな会社がございます。そういったところで周辺もほとんど耕作はされておりました。いずれまたソーラーが流行っていくんではなかろうか感じは受けました。別段問題はないと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
石田委員	<p>石田です。4番を説明いたします。資料8、16ページをご覧くださいと思います。所在地なんですけども●●から●●を●●●●に3kmいったところに●●のバス停があります。その先を右折し、●●を●●方面へ約1kmいったところに道路右下水田地帯に、この申請地があります。●●さんの●●がその位置から見えます。また沈砂池・水路となる水田の一角があります。石灰岩採取に伴う捨石堆積場拡幅のため、沈砂池及び水路用地の確保が転用の目的です。周辺農地の水路、農道への影響、隣地農地への機械の置場、移動等、特に悪影響はでない施工がされるということです。転用許可しても問題はないと思います。これはすでに昨年の6月、除外申請がでたもので特に問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
山田推進委員	<p>1番と2番について、推進委員の山田です。今、萬代委員さんが言われたように別に問題はないと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。</p>
野上推進委員	<p>3番で推進委員の野上と申します。萬代委員のおっしゃいましたようににも問題ないように思いました。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>

山縣推進委員	4番について今、石田委員さんが言われたように別に問題はないと思いますのでご審議よろしくお願ひいたします。
議長	はい、ありがとうございます。もう一人5番。
永安推進委員	特に問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願ひいたします。
馬屋原委員	4番もう一度説明してくれん？1種農地で沈砂池が良いというのが・・・
議長	奥の一ついつてため池がございます。今までこのため池は沈砂池になっていたようなんですが、どんどん奥から埋めてきているようでございます、これが狭くなって土砂が下に流出する可能性がでてきたように聞いております。それでここに沈砂池を作って、排水が今まで大きなため池でしたんで、結構貯水能力あったんですが、それが小さくなってきているんで、一気に出る水をあれすのために今までの排水路を拡幅して川の方に放出するような話を前回の除外申請のときに聞いております。
馬屋原委員	ということは説明書にあるように環境保全機能強化のためやったら1種農地でも認めざるを得ん？
議長	認めざるを得んと思います。
馬屋原委員	上にちゃんと努力して土留をして、1種農地を守るというのではなくてやむを得ん状態でOKになるわけね。こういう場合。
議長	それと奥の沈砂池、もともとため池なもんですから、どうも土砂取り除くことできないんでしょうね。だから下で土砂が取り除けるようなかたちのものをつくるんじゃないかと思います。他にご意見ございせんか？ すみません。それと場所については以前、まだ●●の時代に奥のため池の周りの伐採を私やったことありまして、ある程度は理解しているつもりです。それと下の●●さんの水田については、まだ1枚残るんですけど、ここについてはもう10年以上私が稲刈りをしておるところでございます。ある意味排水路が良くなれば、●●さんの田んぼのじあけるところがよく乾くようになるんじ

	<p>やないかなというふうには思っております。けっこうあげておりますので、そのへんも改善されるんじゃないかなと思っております。余分なことを言ったかもわかりませんが補足させていただいております。他にご意見ございませんか。ないようであれば採決に移りたいと思っておりますがよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第3号につきまして原案の通り決定をし、番号4につきましては常設審議委員会の方に付します。</p> <p>それでは続きまして議事順位第4議案第4号農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。</p> <p>3件朗読。</p> <p>1件目。所在地は●●町●●。●●の申請です。●●で太陽光発電設備の設置のための転用許可を受けた農地ですが、事業者が定める地盤強度の基準が変更になり、施工段階において基準を満たさないエリアがあったのでパネル枚数を648枚から600枚に変更する申請です。</p> <p>2件目。所在地は●●町●●。●●さんの申請です。畑地造成事前報告書を●●で受理しており、その後2度期間延長の事業計画変更承認申請を承認しておりますが、造成用の土不足のため、●●まで期間の延長を申請されたものです。進捗率は70%とのことです。申請者には事業計画変更の申請をされる際には期限の切れる1か月前までには申請をしてくださいということで再び指導をしています。</p> <p>3件目。所在地は●●町●●。●●さんの申請です。畑地造成事前報告書を●●で受理しており、その後3度期間延長の事業計画変更承認申請を承認しておりますが、公共工事の残土数量が予定より少なかったため、●●まで期間の延長を申請されたものです。進捗率は46%とのことです。以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。1番につきまして地元委員さんの方より、これはまだいいんですが、2番3番につきまして地元委員さんで進捗率等について分かればご報告お願いしたいんですが、大石委員わかりますか？</p> <p>萬代さん。</p>

萬代委員	2番の●●の●●さんの造成でございますが、これかなり進んでいてほとんどもう完成するのかなと私自身思っておりましたが、まだ土が足りないんでしょうね。進捗率70%。順調に造成そのものは進めておられます。以上です。
議長	はい、3番。
井上委員	ここはですね、川がありまして、川の土手がありまして、その反対側は山際まで埋め尽くしていますが、土手の法面までずっと埋めていらっしゃるんで実際の1140㎡よりもかなり広く埋められております。それでこういう状態になっていますが、まだ埋立てを完了するまでにはかなりの土砂が必要と思われまして。また申請延長があるかもしれませんが、進捗率としては大体半分程度であります。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。
・・・	心配なんです、3番目の方は非常に高齢なんで進捗率46%で、もし100%いかないということになるとこの手続きそのものはどうなるんでしょうね。もう一回なんかでやり直すんですか。
・・・	今家の方には耳の遠いおばあちゃんが一人で暮らしていらっしゃいます。息子さん夫婦が両方学校の先生ということで、時々いらっしゃいます。
・・・	はい。後継になる方がいらっしゃるということですね。
・・・	はい、それは息子さん夫婦がいらっしゃいます。
議長	はい、ありがとうございます。他にご意見ございませんか。よろしいですか。よろしければ採決に移りたいと思いますが。議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手) はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。 それでは議事順位第5議案第5号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読ならびに説明を

事務局	<p>お願いします。</p> <p>それでは別冊の資料農用地利用集積計画をご覧ください。こちらについては令和5年3月31日告示、令和5年4月1日開始の利用権設定です。1ページ目をご覧ください。この度全体で1,426筆ございました。利用権設定の面積、新規・再設定合計で2,226,460.55㎡。貸し手については479名、受け手については191名。それでは2ページをご覧ください。2ページについては利用権設定の内訳の方を記載しております。3ページをご覧ください。こちらについては利用権設定の総括表として新規・更新と各地区の内容を記載しております。また、その次の4ページからでございます。こちらについては利用権設定等申出書の内容を記載しております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。利用集積計画の手続きに皆さんにはお正月を挟んで大変な時期に奮闘いただきましてありがとうございました。これだけのものが今回できております。皆さんの方よりこの件につきましてご意見等ございましたらお願いいたします。見ていただくのはゆっくり家に帰って見ていただいて、もし何かあればここ問題ということを後日、次の総会の時でも事前に事務局の方に合意決定いただいて出していただけたらと思います。何かありませんか。</p> <p>ないようでしたら採決に移りたいと思いますがよろしいですか？</p> <p>(はいの声)</p> <p>議案第5号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第5号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>これより報告案件等になります。議事順位第6報告第1号公共工事に伴う転用の届け出について事務局より報告事項の朗読ならびに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>美祢市上下水道局から転用届が提出されました。●●のため、資材置場、工事用道路、残土置き場として●●までの一時転用です。以上報告いたします。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございます。これは行政から出ました一時転用の届出でございます。担当地区の委員さんは大変でしょうけど、たまには行って確認をしていただけたらと思います。委員の皆さんより何かご質疑・ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは特にないようでございますので報告第1号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして議事順位第7報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読ならびに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8件朗読。</p> <p>1件目は農地法第3条農地等権利移動許可申請のため双方の合意により解約されたものです。</p> <p>2件目は耕作管理が困難となったため双方の合意により解約されたものです。上から3つ目のニノ横尾851番は次の耕作者が決まっていますが、他の3つの地番については次の耕作者は決まっています。</p> <p>3件目は転職をされ、耕作管理が困難となったため双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>4件目は農地中間管理事業を利用し、新たに利用権を設定するため双方の合意により解約されたものです。</p> <p>5件目は新たに利用権を設定されるため双方の合意により解約されたものです。</p> <p>6件目は農地法第3条農地等権利移動許可申請のため双方の合意により解約されたものです。</p> <p>7件目8件目は農地法第3条農地等権利移動許可申請のため双方の合意により解約されたものです。7が機構と耕作者、8が機構と所有者の合意解約となります。以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、あとですね、みんな於福なんですけど4筆程まだ次の耕作者が見つからないところございますが、地元委員さんの御奮闘をお願いいたします。大変だと思いますけどよろしく申し上げます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。特に発言ないようなので報告第2号を終わらせていただきます。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは議事順位第8報告第3号農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について事務局より報告事項の朗読ならびに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回17ページ以降にありますように5件、●●、●●、●●、●●、●●の●●から提出がありました。提出されました報告書</p>

議長	<p>の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況を審査しましたところ適正でありましたことを報告申し上げます。以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>特にないようございましたら報告第3号を終わりたいと思いますがよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それではその他の方に移りたいと思います。農業相談日につきましてはございませんでしたので本日の報告はございません。以上で議案にあがっております本日の議事はすべて終了いたしました。すみません。その前に1件あります。農作業賃金の標準表が別紙でくっついていると思います。岸委員の方より報告をお願いします。</p>
岸委員	<p>基本的には最低賃金が去年上がっておりますので、それをベースに見直しておると同時に農協の方とあまり乖離なく、ほぼ整合性が取れたかたちで、協議メンバーの方のご了解をいただいております。それからですね、当日の協議で収穫時の時のハーベスター、それからみ乾燥ともみすり、オペレーター、これについて現在そう利用される方があまりいないんじゃないかという協議もありましてですね、今年1年こうしておりますが来年度の協議において、この項を削除するかどうか来年の協議の中で決めるということにしておりますので、もしご意見があれば、事務局の方にこれ残せとか値段をもうちょっとなんとかして残してほしいとかいう意見がありましたら事務局の方に連絡してください。基本的には削除するという方向で進めていきたいという具合に思っております。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。今、岸委員の方から基準作業要件について報告がありましたが、委員の皆さんより何かこの場で意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>一番上ですね、一般作業上の金額につきましては、今までより若干上がっております。それは最低賃金が上がった関係であっております。他の所はそんなに特に上がったところはないと。コンバイン作業なんかちょっと上がったのかな。他はほとんど変わっていないというふうに思います。あくまで1日は8時間ということで計算をしております。皆さんの方より何か特にご意見等ございましたらお願いいたします。なければ事務局の方より今後の日程等についてお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは私から1点ほど。皆さんの机の資料の中に「●●」というものを置いております。こちらの中にアンケートがございます。</p>

議長	<p>昨年もお答えしていただいたアンケートのようなものになっております。差し支えなければこのアンケート記入していただいて、今からでも書いていただいて事務局の方に提出していただければと思います。よろしくお願いします。</p> <p>続きまして私から3点ほどございます。まず1点目は今後の日程についてになります。本日配布しております令和5年4月の日程についてをご覧ください。総会は4月17日月曜日、午後2時から美祢市民会館2階大会議室でおこないます。農業相談日は4月11日火曜日、時間は9時から当番委員美祢地区安部委員、美東地区岸委員、秋芳地区武藤委員よりよろしくお願いいたします。現地調査は4月7日金曜日時間は9時から行います。当番委員は中嶋委員、俵委員。8時50分くらいに農業委員会事務局集合でお願いします。それから2点目になりますが、次期農業委員及び農地利用最適化推進委員についてですが、1回目の募集の際に定数に満たさないということで令和5年1月31日から令和5年2月28日まで追加募集を行いました。その結果、農業委員は定数19名に対し19名の推薦応募があり定数を満たしているところであり、推進委員におきましては定数25名に対し、18名の推薦応募となっております。推進委員につきましては募集人数に達していないため再度募集を実施していきたいと考えております。それと3点目になりますが、農業委員の選挙運動についてお知らせになりますけども、今日配布しております「●●」の裏面をご覧ください。農業委員及び農地利用最適化推進委員は地方公務員に規定される特別職の非常勤職員となっております。地方公務員の特別職の公務員はその地位を利用して選挙運動をすることはできないと公職選挙法に記載されておるところでございます。具体的には上段の①～③の活動が該当することになります。選挙運動においては農業委員の地位利用を利用したと誤解されないよう行動や言動に注意する必要がありますのでよろしくお願いいたします。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>午後2時50分閉会。</p>
----	---

議事録は正確なることを認め署名する。

令和5年3月16日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

